

名張市低入札価格調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市が条件付き一般競争入札で発注する建設工事の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときに行う調査（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式により入札を行う工事
- (2) 設計金額（税抜き）が1億円以上の工事で、市長が必要と認めたもの

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、名張市条件付き一般競争入札運用基準（平成16年1月1日制定）に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、入札に当たり、次の事項について公告等により周知するものとする。

- (1) この要領の適用があること。
- (2) 調査基準価格が設定されていること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、資料の提出及び事情聴取に協力

すべきこと。

(入札の執行)

第5条 市長は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留するものとし、落札者には後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第6条 前条の規定により落札を保留したときは、契約検査室長及び当該工事を所管する室長は、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項から必要な資料について、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から提出を求めるほか、事情聴取等の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 工事費内訳書
- (3) 下請予定業者の状況及び施工体系図
- (4) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (5) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (9) 手持ち機械数の状況
- (10) 労務者の具体的供給見通し
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- (12) 経営状況
- (13) 信用状況
 - ア 建設業法違反の有無
 - イ 賃金不払いの状況
 - ウ 下請代金の支払遅延状況
- (14) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第7条 契約検査室長は、前条の規定による調査を行った結果を、名張市入札審査委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

(委員会の審査)

第8条 委員会は、前条の規定により調査結果の提出を受けたときは、必要な審査を行うものとする。

(委員会の審査に基づく落札者の決定等)

第9条 市長は、委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、最低価格入札者を落札者として決定し、その旨を当該落札予定者に通知するとともに他の入札者に対しては、当該落札予定者が落札者となったことを通知するものとする。

2 市長は、委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、その者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該順位者について第6条から前項までの規定を準用する。

3 前項ただし書に規定する場合において、次順位者を落札者として決定しないときは、同項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 市長は、第2項の規定により次順位者を落札者として決定したときは、落札予定者に対して落札者とならないことを通知し、次順位者に対しては、落札者となったことを通知するとともに他の入札者に対しては、当該次順位者が落札者となったことを通知するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。